

諮詢番号：令和3年度（処分）諮詢第1号
答申番号：令和3年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

芦屋市長が審査請求人に対して令和2年6月25日付けで行った芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号。以下「条例」という。）に基づく令和2年度市民税・県民税の減免を否認する処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 「令和2年度市民税・県民税減免申請書」の様式には、条例第48条第1項第5号の減免事由が項目として挙げられていないため、同号に基づく減免事由や意思があっても申請ができないという瑕疵が存在する。同様に同項第9号の減免事由についても当該申請書内に表示されていないのは、申請書の不備である。また、同項第5号の減免事由について、別の申請書の様式があることについても一切説明がなかった。

このように行政が事前相談等の段階で申請者の状況を独自に判断して申請範囲を制限することはあってはならず、市民に対して必要な情報を公平公正に網羅的に提供するのが行政の義務であり、減免申請書の様式は、条例第48条第1項に違反している。

- (2) 本件否認通知において、芦屋市市税条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する「別表第3」の添付がなく、処分決定の脈略、顛末が不明である。処分理由の提示に瑕疵が存在することから、本件処分は行政手続法第8条に違反している。

- (3) 減免申請に関する認定に当たっては、関係する芦屋市例規や他の法令について、現行の社会経済情勢に照らして十分検証し、必要により改正し、加えて請求人の申出内容をよく踏まえたうえで実施することが必要であるところ、本件に係る事務の遂行上には、上記2点の問題も含めて瑕疵（或いは懈怠）がある。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

- (1) 「減免申請書の様式に重大な瑕疵が存し、条例第48条1項に違反するか」について

ア 第5号減免について

本件条例第48条第1項にかかる芦屋市の減免申請書様式が、同項第5号に規定する減免（第5号減免）について申請するものと、それ以外の号に規定する減免について申請するもの（本件申請書）に分かれていることについては、合理的必要も認められ、不合理とはいえない。

また、審査請求人が第5号減免事由に該当しないことは客観的に明らかであるから、仮に審査請求人が第5号減免の存在を認識できなかつたとしても、本件処分の結果を左右するものではない。

確かに本件申請の様式は市民にとって一見しただけでは分かりにくい内容になっていることは否めず、より市民にとって分かりやすい申請が可能となるよう、市において検証や改定に努める必要性は肯定される。

しかしながらそのことをもって、本件条例第48条に違反するとまでは評価できない。

イ 第9号減免について

そもそも第48条第1項第9号が規定された趣旨は、地方税法第323条の規定を受けて、公益上その他の事由により、市長において特に必要があると認める者に限り減免を認めるためであり、その判断は租税負担の公平の見地からみて相当とする程度の強い公益性があるものに限って減免を行うことができるのであって、他の納税者との負担の均衡を失することがないよう慎重に取り扱う必要があると一般的に解されている。従って、第9号減免を行うに当たっては個々具体的な事実について慎重に判断される。

本件申請の様式においては、各項目の最後に「減免事由」の欄が設けられ「生活に困窮している事情」を具体的に記入することが必須とされている。この記載内容によって第9号減免に該当するか否かについても判断が可能となるから、第9号減免について独立した項が設けられていないことをもって第48条第1項に違反しているとは評価できない。

- (2) 「減免否認通知に、条例施行規則第3条「別表第3」が添付されていなかったことが行政手続法第8条に違反するか」について

最低限の否認理由は、本件否認通知中の「否認理由」欄に記載されており、審査請求人に告知されていると評価できる。また、市の条例やその施行規則はインターネットその他の媒体において広く公開されており、容易にアクセ

スすることが客観的に可能な状態にある。また、審査請求人が主張する「別表第3」は、本件処分の否認理由とは直接関係しない。したがって本件通知の記載に法違反があるとは評価できない。

(3) 本件申請に係る市の事務手続に瑕疵があったかについて

上記(1)及び(2)のとおり、本件申請後の芦屋市の事務手続に関して違法不当な点があったとは評価できない。市民による行政評価とそれに基づく改善が、よりよい市政を実現するために必要であることに異論はないと考えるが、そもそも本件処分の違法性を離れた事情に関して評価を加えることは、審査請求の審理の範疇を超えるものである。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和3年4月 8日	諮詢書の受理
令和3年4月 28日	審議
令和3年5月 19日	審議

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人及び処分庁の主張並びに審理員意見書等を検討した結果、次のように判断する。

(1) 減免申請書の様式の瑕疵について

まず、申請のあった第2号、第6号及び第7号の減免事由による減免については、減免事由に該当しないのでこれを否認した処分に問題はない。

第5号減免については、審査請求人は公的年金を受給しており退職所得以外の所得があるため、もし審査請求人が第5号減免の存在を認識し、申請していたとしても減免事由に該当しない。従って、審査請求人が指摘するように、様式について、より分かりやすいものにという観点から多少の改善の余地は認められるものの、このことが条例第48条に違反しているとまではいえない。

また、第9号減免についても、該当するかどうかの実質的な審査は、申請書に記載が必須とされている「減免事由」欄（本件の場合は別紙「減免事由申立書」）の記載内容によって行っており、本件についても申立の内容を踏まえ、減免には該当しないとの判断を行ったものである。この第9号の減免事由の審査結果について否認通知の中に記載をすべきであったか否かということについて議論の余地はあるものの、このことをもって結論を左右するものではなく、違法不当とまではいえない。

(2) 否認通知における説明責任の瑕疵について

本件否認通知の中には否認理由が記載されており、その根拠として条例施行規則の抜粋が添付されていること、また、審査請求人が指摘する「別表第3」については、減免された場合の減免割合を定めた規定であり、本件処分の理由とは直接関係しないことから、本件通知における説明に違法な点はない。

(3) 認定事務にかかる事務遂行上の瑕疵

上記(1)及び(2)のとおり、本件事務について違法不当な点はない。また、他の審査請求人の指摘については、本審査会で審査すべき事項ではない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 付言

本件審査請求を機会に、市県民税の減免の手続において、市民にとってより分かりやすいようにとの観点から、減免事由ごとの要件の説明方法や減免申請書の様式等について、今後改善を検討されるよう、審査会として要望する。

(答申を行った委員の氏名)

芦屋市行政不服審査会

会長 曽和 俊文

委員 麻木 邦子

委員 豊永 泰雄